

日 薬 業 発 第 294 号

令和 7 年 10 月 31 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 岩 月 進

(会 長 印 省 略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

標記について、厚生労働省医薬局長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、令和 7 年 10 月 29 日に毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 358 号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 107 号）が公布されたことに関するものです。

なお、法第 14 条第 2 項（毒物又は劇物の譲渡手続）の規定により作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改められたことを申し添えます。

本政省令の施行期日は令和 7 年 11 月 1 日となっておりますが、一部の改正規定については公布日から施行となっております。

趣旨をご理解いただき、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

医 薬 発 1029 第 3 号
令 和 7 年 10 月 29 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

標記について、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 358 号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 107 号）が公布されたことに伴い、別添写しのとおり各都道府県知事等宛てに通知したところですが、貴会におかれましても、会員に対しその周知徹底方御配慮くださいますようお願いいたします。

医薬発1029第1号
令和7年10月29日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和7年政令第358号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）が令和7年10月29日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4- [2- (4-ターシヤリーブチルフエニル) エトキシ] キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、4- [2- (4-ターシヤリーブチルフエニル) エトキシ] キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。）

3 施行期日

令和7年11月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和7年11月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和8年1月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和8年1月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は令和7年11月1日から施行するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第一関係）
4－〔2－（4－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、4－〔2－（4－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。
- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。（規則別表第一関係）
塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。）
- 3 法第14条第2項（毒物又は劇物の譲渡手続）の規定により作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改めた。（規則第12条の2関係）

4 施行期日

令和7年11月1日から施行する。ただし、2及び3については、公布日から施行する。

第3 その他

- (1) 改正政令及び改正省令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和6年度第5回薬事審議会資料（資料2 毒物劇物部会について） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47986.html

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250100&Mode=1>

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250103&Mode=1>

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。） ロ 爆発薬 十八の二 八十五の六 （略） 八十五の七 四一「二一（四一ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一「二一（四一ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン一九・四%以下を含有するものを除く。 八十五の八 八十五の十五 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 十八の二 八十五の六 （略） （新設） 八十五の七 八十五の十四 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一(第四条の二関係) (略) 劇物 一〇四十九の五 (略) 四十九の六 四―「二―(四―ターシヤリーブチルフエニル) エトキシ」キナゾリン(別名フエナザキン)及びこれを含む する製剤。ただし、四―「二―(四―ターシヤリーブチルフ エニル)エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含むするも のを除く。 四十九の七〇四十九の九 (略) 五〇六十七 (略)	別表第一(第四条の二関係) (略) 劇物 一〇四十九の五 (略) (新設) 四十九の六〇四十九の八 (略) 五〇六十七 (略)

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面) 第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。 別表第一 (第四条の二関係) (略) 劇物 一〇九の二 (略) 十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。)(炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。) ロ 爆発薬 十の二〇六十七 (略)	(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面) 第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。 別表第一 (第四条の二関係) (略) 劇物 一〇九の二 (略) 十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 (新設) (新設) 十の二〇六十七 (略)

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百五十八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第十八号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ 塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ 爆発薬

第二条第一項中第八十五号の十四を第八十五号の十五とし、第八十五号の七から第八十五号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の六の次に次の一号を加える。

八十五の七 四「二」（四―ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四「二」（四―ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十八号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第八十五号の七に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和八年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和八年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一〇四十九の五（略） 四十九の六、四一〇二（四一〇二） リブチルフェニル）エトキシ）キナ ゾリン（別名フェナザキン）及びこれ を含有する製剤。ただし、四一〇二 （四一〇二）キナゾリン一九・四％以下 エトキシ）を含有するものを除く。 四十九の七〇四十九の九（略） 五〇六十七（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一〇四十九の五（略） （新設） 四十九の六〇四十九の八（略） 五〇六十七（略）

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） 第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。 別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一〇九の二（略）	（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） 第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。 別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一〇九の二（略）

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。） ロ 爆発薬 十の二、六十七（略）	十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 （新設） 十の二、六十七（略）
--	---

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。